高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年７月 15 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶㉗のうち、ロを削り、イの次に次のとおり加える。

ロ　北海道ＥＴＣ夏トクふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	2,800円
普通車	3,500円

㈢　実施する期間

平成22年７月16日から同年９月27日までの間の金曜日、土曜日、日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「祝日」という。）、祝日の前日及び祝日の翌日並びに平成22年８月10日から同年８月12日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから夕張インターチェンジまでの区間、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。ただし、道央自動車道の岩見沢インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでの各インターチェンジ及び深川・留萌自動車道の深川西インターチェンジの各インターチェンジ相互間並びに道東自動車道の千歳東インターチェンジから夕張インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を除く。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ハ　Hokkaido Expressway Pass

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料　金　の　合　計　額	
	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	1,900円	2,800円
普通車	2,400円	3,500円

㈢　実施する期間

平成22年８月１日から同年10月31日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから夕張インターチェンジまでの区間、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。ただし、道央自動車道の岩見沢インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでの各インターチェンジ及び深川・留萌自動車道の深川西インターチェンジの各インターチェンジ相互間並びに道東自動車道の千歳東インターチェンジから夕張インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を除く。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ニ　北海道夏ワリチケット

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	4,750円
普通車	5,950円

㈢　実施する期間

平成22年８月６日から同年８月16日まで。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから夕張インターチェンジまでの区間、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。ただし、道央自動車道の岩見沢インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでの各インターチェンジ及び深川・留萌自動車道の深川西インターチェンジの各インターチェンジ相互間並びに道東自動車道の千歳東インターチェンジから夕張インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を除く。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 22 年７月 15 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊